

平成十九年十月二十六日受領
答弁第一二六号

内閣衆質一六八第一二六号

平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出国連における「先住民民族宣言」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出国連における「先住民族宣言」に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「承知していない」とは、現時点では把握していないという意味である。政府としては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「宣言」という。）の採択を受け、今後、宣言に関する諸外国の動向の把握に努めていく考えである。

四について

「先住民族」の定義については、宣言の作成過程において長年にわたる国際連合での議論が収れんしておらず、政府としては、将来「先住民族」の定義について国際的な議論がなされる機会があれば、議論に参加していきたいと考えている。

五について

御指摘の「等」とは、宣言にいう集団的権利は国際法において十分に確立した概念とは広く認識されておらず、多くの国は当該概念を受け入れてはいないこと、我が国は「先住民族」を含むすべての人が国際法において基本的な人権を有すると認識していることを指している。